

## 「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」の改訂について（方針）

### 1. 整備ガイドブックの改訂について

- ガイドブックは、事業者、設計者をはじめ、県民の皆様に、バリアフリーの街づくりの考え方や条例の整備基準について理解を深めていただき、それぞれの立場からバリアフリーの街づくりの実現に取り組んでいただくことを目的に作成している。
- 今回、3年度に行った条例改正や今後予定している整備基準の改正内容等を反映し、併せてより使いやすいものとしていくため、同ガイドブックの改訂を行うこととする

### 2. 整備ガイドブックの内容について

#### (1) ガイドブックの構成について（現行）

第1章 バリアフリーのまちづくりを進めるために	条例や整備基準設定等の経緯（社会情勢の変化など） 等
第2章 条例の構成	条例及び規則改正の経緯及び概要、整備基準を適用する施設の範囲、具体的な協議手続きの流れ 等
第3章 整備の基本的な考え方	整備の考え方、整備計画作成の手順、利用者の動作・寸法の考え方 等
第4章 整備基準の解説	規則に規定された整備基準に関する「解説」「望ましい水準」「整備例（図・写真）」等
第5章 法委任規定の解説	バリアフリー法委任規定の解説（特別特定建築物の追加や基準の付加等）
第6章 関連資料	

#### (2) 第4章 項目の種類について

解説	整備基準のより具体的な内容や整備基準の根拠・説明などを記述 ※実質的に新たな基準・法規の作成に繋がることがないように留意
望ましい水準	整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準を記述

### 3. 改訂スケジュール

令和6年9月上旬（予定） （改正整備基準の施行時期（令和6年10月1日）の1か月程度前）

※第6回会議において、規定内容の報告等をする予定

#### 4. 改訂内容について（案）

##### (1) 3年度バリアフリー条例改正事項

###### ①目的規定の見直し

ともに生きる社会の実現に向けた方向性を明確にするため、目的規定について用語の整理を行った。（「心豊かな福祉社会かながわ」→「地域共生社会」の実現）

⇒ 昨今の社会情勢の変化に関する記述の充実を図る。

###### ②施設利用に必要となる支援の明確化

施設を安全かつ快適に利用するためには、ハード・ソフト両面での対応が必要となることを踏まえ、情報の提供など必要となる支援（ソフト）に関する記載を追記した。

⇒ 情報提供に関する整備、その他支援や設備に関する整備例・考え方についてまとめるとともに、これらに関するチェックリストの様式を用意し、定期的に事項点検することができるようにする。

###### ③施設整備計画等への関係者の参画

県施策の基本方針として、施設等整備計画の策定において、障がい者等その他の関係者の参画を推進することとした。

⇒ 「建築物等の整備の手順」などで、当事者の参画に関する記載を充実させるほか、先進事例の紹介（国の設計標準へのリンクなど）を行う。

##### (2) 条例見直会議等における整理事項

- ・ 認知症や発達障害への対応の加筆・追記

##### (3) 整備基準の改正内容及び整備基準見直し検討会議における整理事項

###### ①「便所」に係る記載の充実

便所の規定については、機能分散化、乳幼児用設備（ベビーベッド、乳幼児用椅子）の遵守義務化、介助用大型ベッドの努力義務化などがなされる予定である。

⇒ 施設規模や利用者の態様等に応じ、様々な便所の組み合わせが考えられるため、整備にあたっての考え方や整備例などをガイドラインで整理して記述することで、事業者の実践を後押しする。

###### ②その他改正項目に係る「解説」及び「望ましい水準」の設定

###### ③幅広歩道等におけるベンチ等休憩施設の設置の促進

##### (4) その他

###### ①現場窓口（特定行政庁）からの意見等

事業者から誤解が多い事項や現場指導とのズレについて解消する。

⇒ 現在、地域福祉課・特定行政庁の窓口職員で構成する「整備ガイドブック改訂に係るワーキング」において検討を進めている。

###### ②国や他自治体の動向等

国設計標準や近隣自治体におけるガイドブック等も確認し、必要に応じて反映する。

<反映を検討する項目例>

- ・ 障がい者等の安全確保に資するもの
- ・ 新たな施策動向（パーキングパーミット制度における優先駐車区画など） 等